

2019年度沖縄県伝統芸能公演（かりゆし芸能公演）
広報印刷物・ウェブサイト制作業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名

2019年度沖縄県伝統芸能公演（かりゆし芸能公演）広報印刷物・ウェブサイト制作業務

2 目的

公益財団法人沖縄県文化振興会（以下、当財団）では、県民および観光客に伝統芸能の鑑賞機会を提供するほか、40歳以下の若手実演家の育成および子どもたちが伝統芸能に触れる機会を創出することを目的として、沖縄県伝統芸能公演（かりゆし芸能公演）を実施する。

本事業では、印刷物およびウェブサイト等の各種媒体を通じて広く効果的に発信することで、かりゆし芸能公演の認知度の向上を図ることを目的とする。

3 契約期間（予定）

契約締結日から平成32年（2020年）3月31日（火）まで

4 委託料上限額

委託料上限額は、3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
（当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。）

5 委託業務内容

（1）広報印刷物（ポスター、チラシ、リーフレット）のデザイン及び印刷（6月中納品）

ア 各印刷物の仕様は後述のとおりとする。

イ 各印刷物およびウェブサイト等の各種媒体を通じて、かりゆし芸能公演の認知度の向上に資する内容とすること。

（2）ウェブサイトの制作（6月中オープンを予定）

ア 企画・設計・デザイン（進行管理含む）

イ デザイン（PC及びスマートフォン・レスポンスに対応）

ウ コーディング（CSS基本設計含む）

エ システム管理

オ サイト内検索の設置

カ CMS組み込みおよびマニュアルを作成し、振興会担当者に引き継ぐこと

キ その他（検証、SEO対策、マニュアル作成及び納品報告書）

ク ウェブサイト内で展開する項目は後述のとおり

（3）その他

ア 業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを定期的実施すること。

イ 業務実施にあたり（公財）沖縄県文化振興会（以下「振興会」という。）と協議のうえ、業務遂行に必要とされる業務を行うこと。

ウ 上記（1）（2）等の媒体を横断的かつ効果的に活用し、公演来場者数の増加及び事業認知度の向上に資する取り組みを提案すること。

6 広報印刷物の仕様について

(1) ポスター (6月中納品)

部数：250部 サイズ：B2 印刷：4c/0c 目的：効果的にウェブへ誘導する内容

(2) チラシ (6月中納品)

部数：12,000部 サイズ：A4 印刷：4c/0c 目的：効果的にウェブへ誘導する内容

(3) リーフレット (6月中納品)

部数：7,000部 サイズ：A4 (仕上がりA5二つ折り仕様) 印刷：4c/4c

目的：国立劇場おきなわ公演広報

記載事項：

ア 国立劇場おきなわ公演の概要

イ 年間スケジュール (14公演を想定)

ウ 公演情報 (団体名、日程、紹介文、各連絡先)

エ チケット料金、会場アクセス等

※昨年度の制作物が必要な場合は、振興会まで取りにくること。

7 ウェブサイト内で展開する項目

ア かりゆし芸能公演の概要・・・事業概要および公演分野(6分野)のテキストを掲載予定。

イ 公演情報・スケジュール・・・年間29公演(情報は随時更新)を予定。

ウ 出演団体公募情報・・・2019年12月ごろ公募予定。

エ 取り組み事例・・・3件程度を予定。

オ 各様式・・・出演団体向け様式を掲載(データのダウンロードが可能)

カ 過去の公演情報・・・平成26年度から平成30年度までの5か年分(75ページ)の公演情報を掲載。

※上記「カ」は検索機能を設置希望。

8 実績報告について

(1) 業務完了後10日以内に業務の結果等を記載した業務完了報告書を提出すること。

(2) 全ての印刷物については、校了後PDFおよびAIデータを提出すること。

(3) 業務完了報告書の電子データ(PDF形式)を提出すること。

9 著作権について

著作権及び使用権は次のとおりとする。

(1) 成果物の著作権及び使用権は、振興会に帰属する。

(2) 本委託業務にて撮影した映像、写真等の著作権および使用権は振興会に帰属する。

(3) 振興会は受託者の承諾なしに、映像、写真などを加工・編集できるものとする。

(4) 本委託業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

10 企画提案に係る注意事項

(1) 委託予定業者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施するとは

限らない。

(2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書については予算や諸事情を勘案して振興会との調整により決定するものである。

11 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は、当該事項について協議を行うこととする。